

水道料金の改定について

一関市水道事業経営審議会スケジュール			
テーマ（諮問事項） 「一関市水道事業における水道料金の改定」			
第1回	一関市水道事業の現状と課題	R2年10月9日（金）	済
第2回	水道料金の改定について （料金体系の設定）	今回	
第3回～	水道料金の改定について （財政シミュレーション）	R3年3月～	
	・		
	・		
	答申	R3年10～11月を想定	
※ 審議の進捗により時期が早くなる場合もあります。			

- 1 水道料金算定の仕組み
- 2 現行の料金体系について
- 3 その他

一関市上下水道部
令和2年12月21日（月）

1 水道料金算定の仕組み

- ▶ 水道事業は独立採算制の原則に基づき経営。
ただし、水道料金収入を充てることが適当ではない消火栓の設置費など、一部の経費は除く。
- ▶ 水道料金の決定原則は、
①公正妥当であること、②適正な原価を基礎とすること、③健全な運営が確保できること

水道料金算定の原則

(参考：平成29年3月 公益社団法人日本水道協会発行「水道料金改定業務の手引き」※以下、本資料において「改定手引き」という。)

◇独立採算制の原則 (地方公営企業法 第17条の2第2項)

「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。」

◇経費の負担の原則 (地方公営企業法 第17条の2第1項)

- 1 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
→ 一般行政経費(例：消火栓の設置、修繕に要する経費など)
- 2 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費
→ 不採算経費(例：山間地など条件不利地域に係るかかり増し経費など)

水道料金の 決定原則

①公正妥当性

- ▶ 適正なサービスと料金水準
- ▶ 公平な料金体系

②適正な原価

- ▶ 原価主義(総括原価、個別原価)

③健全運営の確保

- ▶ 資産維持費

(地方公営企業法第21条第2項)水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならない。」

(水道法第14条第2項)料金が、「定率又は定額をもって明確に定められていること」、「特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと」など

◇料金算定のプロセス

- ▶ 料金算定の期間を決定し、期間内の水需要などの見通しを立てる。
- ▶ 次に算定期間の事業運営に必要な原価（＝収入）を算定。
- ▶ その原価を固定費や変動費などに分解し、基本料金と従量料金に割り当てる。
- ▶ 算定期間内の収入として見込む基本料金と従量料金に合わせて料金表を作成する。

料金算定のプロセス（参考：改定手引き）

① 財政計画の策定

どのような財政見通しか・・・第1回審議会で説明済み
▶ 水需要の予測 など

② 料金水準の算定

どれだけの収入が必要か
▶ 総括原価の算定（P3）
▶ 資産維持費（P4）の算入 など

③ 料金体系の設定

どのようなバランス、体系で費用を負担していただくか
▶ 料金体系の選択
▶ 原価の分解、割り当て（イメージをP3に掲載）

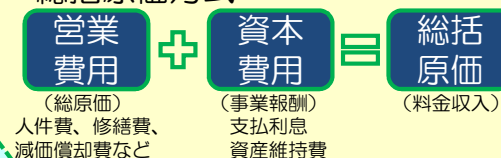
④ 料金表の確定

見込みどおりの収入が得られるように料金表を作成

整合

- 水道事業ビジョン
- 水道事業経営戦略
- アセットマネジメント
- 施設整備計画

総括原価方式



水道料金の構成（P5）

- 一部料金制…定額料金制 or 従量料金制
- 二部料金制…基本料金 + 従量料金

②料金水準の算定

- 算定期間内の総括原価を需要家費（メーター検針費など）、固定費（施設維持管理費など）、変動費（薬品費など）に分解する。
- 給水量とは関係なく固定的に発生する費用を「基本料金」として、給水量の増減に伴って発生する費用を「従量料金」として割り当て（二部料金制）。

総括原価の分解から割り当てまで

需要家費

水道使用量とは関係なく、需要家（利用者）が存在することによって発生する費用
→ メーター購入・設置・検針費用など

固定費

水道使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用
→ 施設維持管理費、減価償却費、支払利息など

変動費

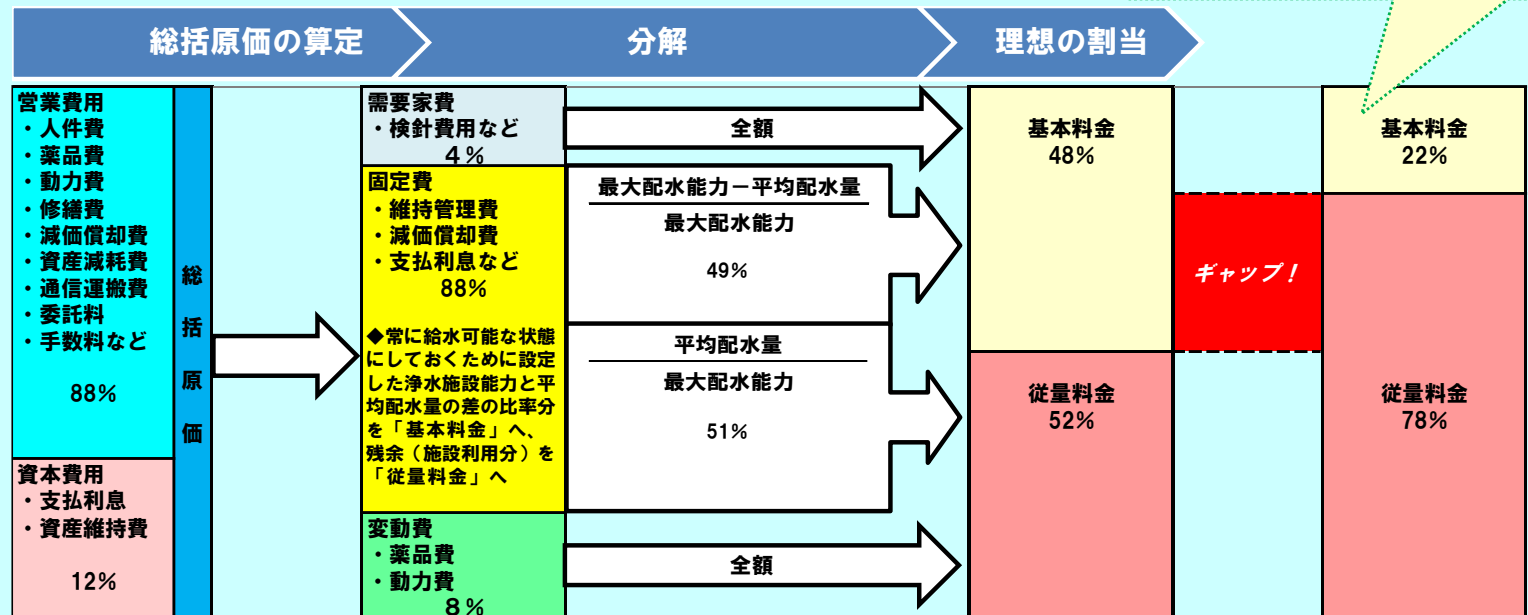
概ね水道使用量の増減に比例して必要となる費用
→ 薬品費、動力費など

- ◆現在の当市の割当状況
合併前の旧8市町村ごとで異なっていた料金表の統一を目的として設定したもので、平成25年度の改定案検討時に考慮したのは次のとおり。
- ①統一後の料金総額が統一前料金と同程度となること
 - ②使用者間の増減額が著しく偏ることのないように設定すること

○当市の総括原価の分解

・R1年度決算数値

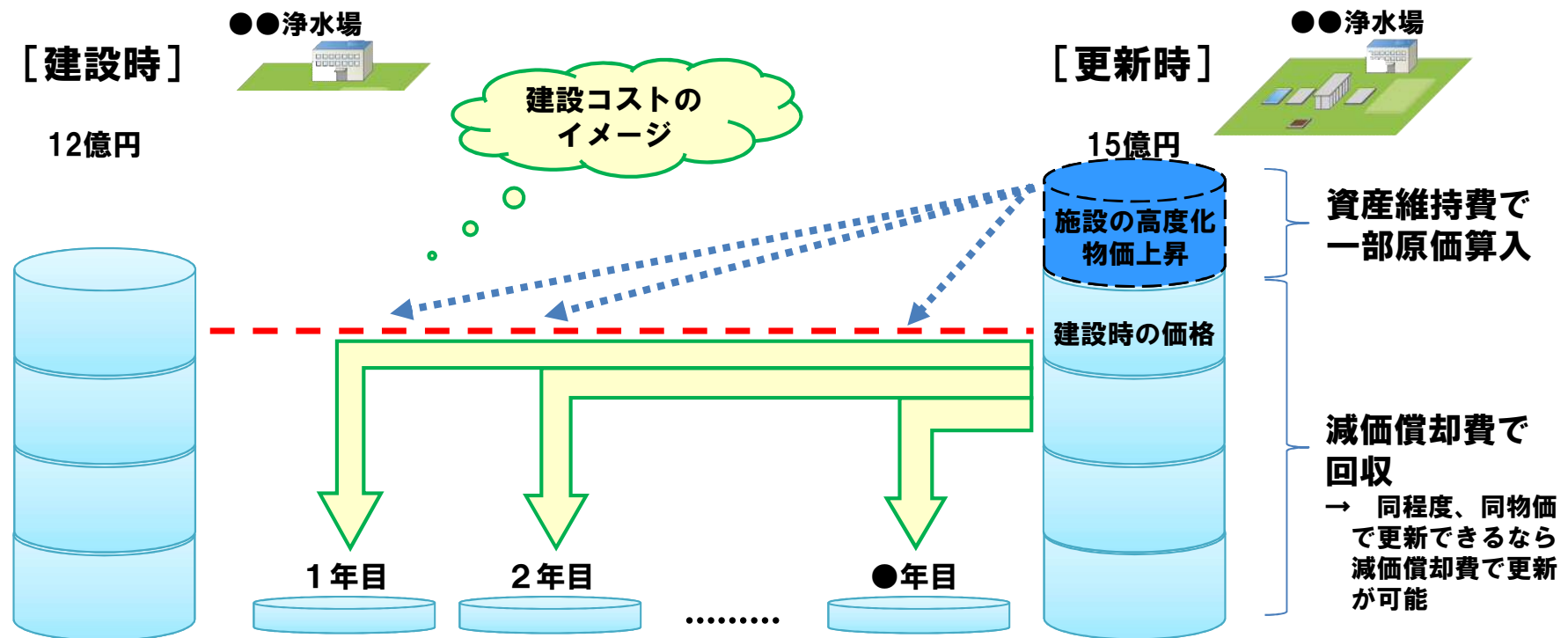
・現在の料金（総括原価）には資産維持費は含まれていない



◇資産維持費（参考：改定手引き）とは・・・

事業の施設実態の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等にも充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

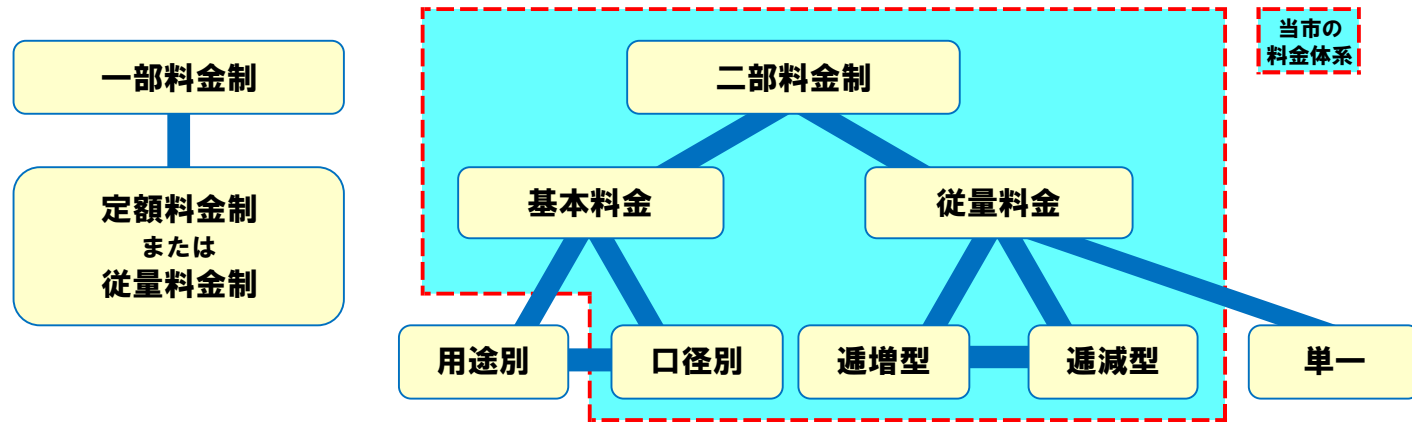
▶ 物価上昇による減価償却費の不足や施設の高度化による工事費の増大等に対応し、実態資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められている。これが適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障を来すこととなる。



③料金体系の設定

◇水道料金の構成について・・・

- ▶ 料金の構成には「一部料金制」と「二部料金制」があり、水道では主に「二部料金制」が採用されている。
- ▶ 基本料金は、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別・口径別料金体系と呼ぶ。
(用途別・口径別料金を併用する場合もある)
- ▶ 従量料金は、使用料に応じて単価を変動(逓増・逓減)させる場合と一定とする場合がある。



◎当市は平成29年4月から、「二部料金制→口径別料金、逓増逓減併用型」で水道料金を統一。

使用水量の有無に関わらず水道メーター口径や用途に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	
A 基本 料金	a 口径別料金 水道メーターの口径の違いによって料金を設定 一度に大量の水が使用できる大口の使用者には、多額の設備投資が必要であるため、口径別に料金を設定。費用負担が公平で料金体系が明確
	b 用途別料金 使用用途(家庭用、営業用、浴場用など)により区分し料金を設定 併用住宅など家事用と業務用との用途を区分することは難しく、また、支払能力があるから料金を高くするという料金設定は、算定根拠が不明確
	c 基本水量 設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担してもらう 節水へのインセンティブが働かず、使用水量に関わらず同一料金であるのは不公平
使用水量に応じて水道使用者に負担してもらう料金	
B 従 量 料 金	d 逓増型 使用量が多ければ、1m ³ 当たりの従量料金単価が高くなる型 大口使用者の料金に反映させることによって、水の合理的使用を促す需要抑制と生活水の低廉化への配慮などから設定
	e 逓減型 使用量が多ければ、1m ³ 当たりの従量料金単価が低くなる型 一定の使用水量を超過して使用した水量に割引単価を設定することで、大口使用者の水道離れを抑制するため設定
	f 単一型 使用量に関わらず、1m ³ 当たりの従量料金単価が同じ型

2 現行の料金体系について

(月額・税抜き)

現 行 料 金	メーター 口径	基本料金	従量料金 (使用水量 1 m ³ につき)						
			10m ³ までの分	10m ³ を超え 20m ³ までの分	20m ³ を超え 30m ³ までの分	30m ³ を超え 50m ³ までの分	50m ³ を超え 1,000m ³ までの分	1,000m ³ を超え 5,000m ³ までの分	5,000m ³ を 超えた分
	13mm	900円	100円	210円	220円	240円	290円	220円	200円
	20mm	1,000円							
	25mm	1,300円							
	30mm	1,800円							
	40mm	3,100円							
	50mm	5,300円							
	75mm	11,200円							
	100mm	19,600円							
	150mm	45,100円							

一関市水道料金審議会（現 一関市水道事業経営審議会）において、平成25年12月から平成26年3月にかけて計5回の協議を経て現在の料金体系を決定（議論・答申）

◇「基本料金」と「従量料金」の二部料金制とすること

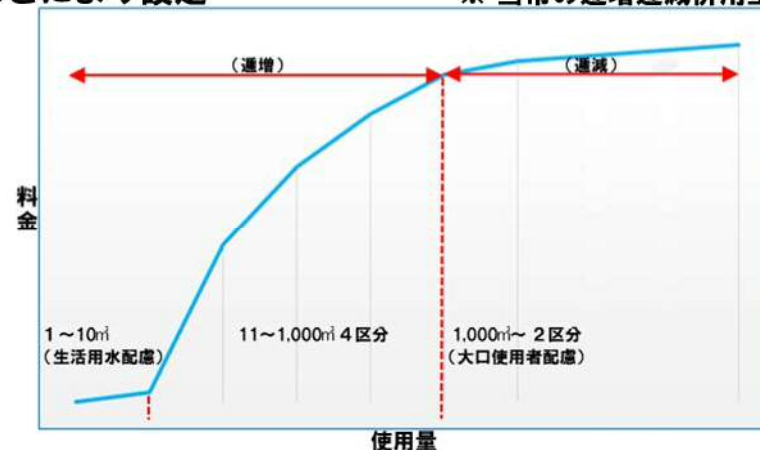
○基本料金

- ▶ 口径別料金体系の採用・・・用途別料金は、店舗併用、塾、農業用ハウスなど使用実態が多様で明確に区別できないことから、客観的公平性が確保できる口径別料金を採用
- ▶ 基本水量による料金設定の廃止・・・「月ごとの使用水量が異なる場合も料金が同じ」、「節水努力が報われない」などの不公平感の解消と節水意欲の増進のため廃止
- ▶ 基本料金にメーター使用料を含む・・・メーター設置、検針などに係る経費を基本料金に含める

○従量料金

- ▶ 水量区分を7区分に設定・・・当初4区分の案から1か月平均使用水量などにより設定
- ▶ 全ての口径において水量区分ごとの料金単価を同一に設定
- ▶ 逓増逓減の併用・・・生活用水に配慮し10m³以下の料金単価を軽減
1,001m³以上は大口使用者に配慮し料金単価を軽減

※ 当市の逓増逓減併用型

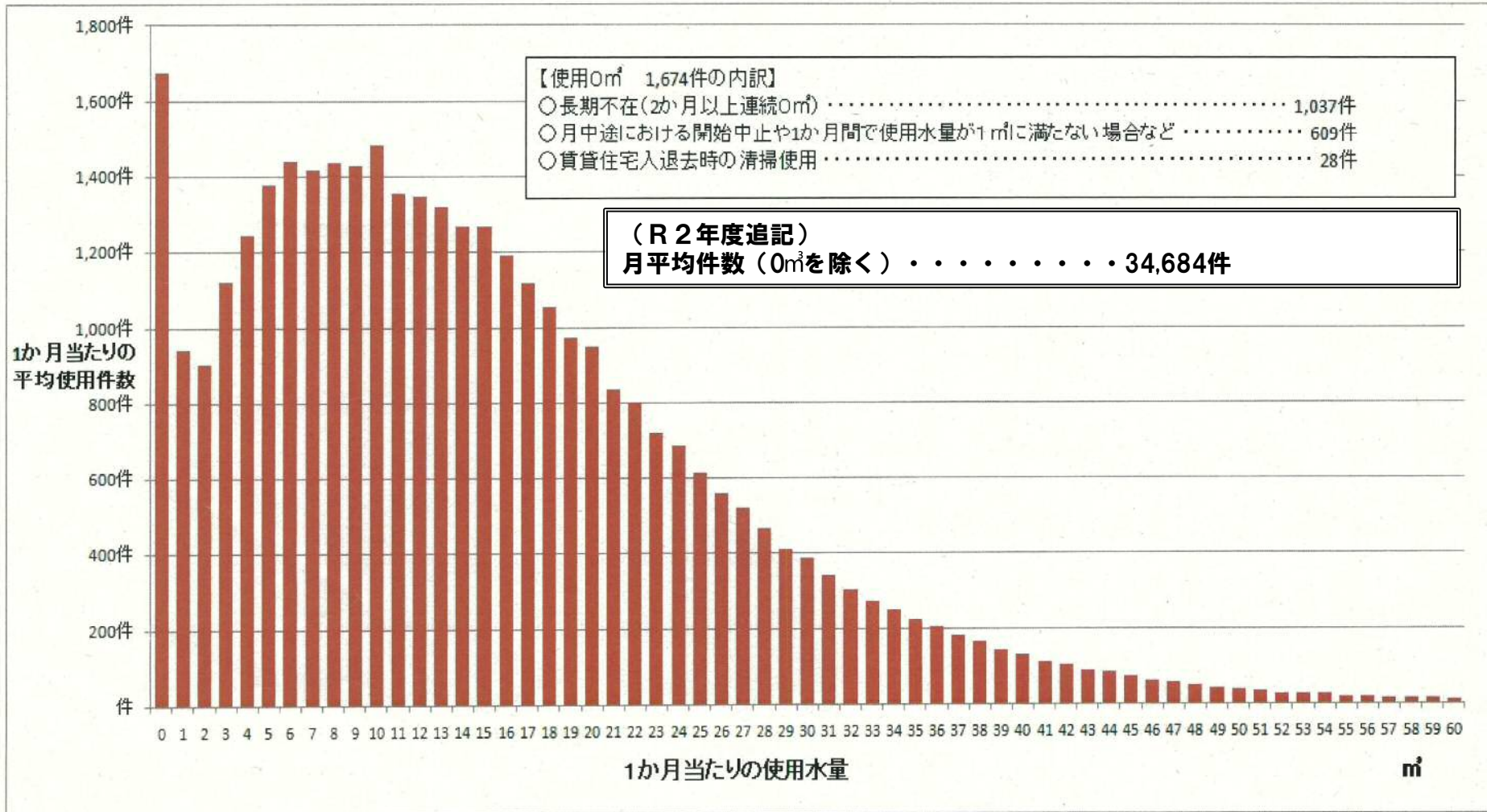


水道料金計算例・・・メーター口径20mmのご家庭で23m³使用した場合

①基本料金		1,000円
②従量料金	① 1~10m ³ まで	10m ³ ×100円=1,000円
	② 11~20m ³ まで	10m ³ ×210円=2,100円
	③ 21~23m ³ まで	3m ³ ×220円= 660円
	合計 (①+②)	4,760円×消費税

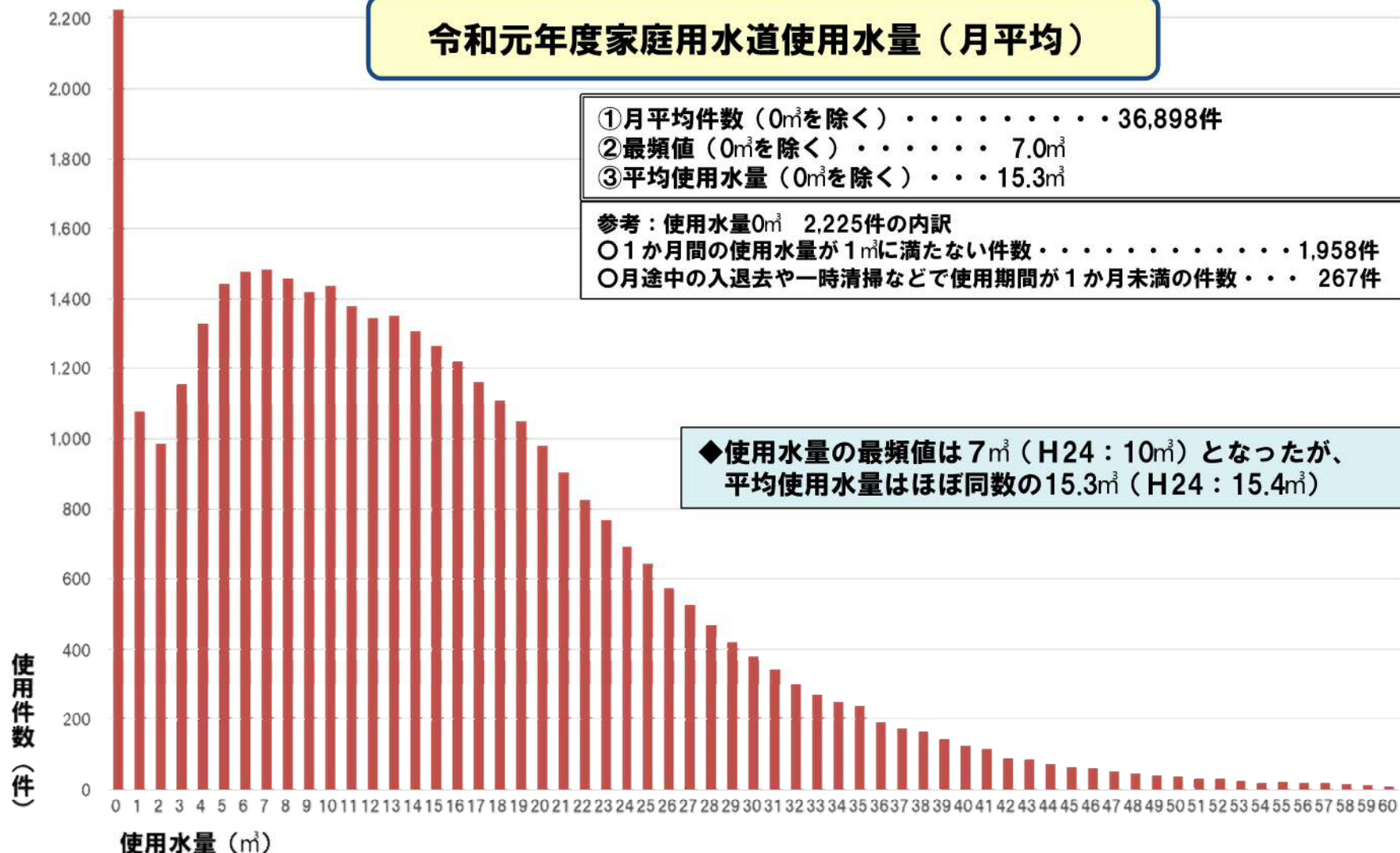
※ 料金統一時の検討資料

平成24年度家庭用水道使用水量(月平均)



- ① 使用水量0^m(長期不在やアパートの清掃使用)を除いた最頻値 10.0 m³
- ② 平均使用水量 15.4 m³

※ 料金統一時との比較資料



今後の検討項目（案）

○基本料金

- ▶ 水需要減少の影響を受けにくい基本料金と従量料金の収入割合の検討

（月額・税抜き）

現 行 料 金	メーター 口径	基本料金	従量料金（使用水量1m ³ につき）						
			10m ³ までの分	10m ³ を超え 20m ³ までの分	20m ³ を超え 30m ³ までの分	30m ³ を超え 50m ³ までの分	50m ³ を超え 1,000m ³ までの分	1,000m ³ を超え 5,000m ³ までの分	5,000m ³ を 超えた分
	13mm	① 900円							
	20mm	1,000円							
	25mm	1,300円							
	30mm	1,800円							
	40mm	3,100円	② 100円	210円	220円	240円	290円	220円	200円
	50mm	5,300円							
	75mm	11,200円							
	100mm	19,600円							
	150mm	45,100円							

○従量料金

- ▶ 水需要減少の影響を受けにくい基本料金と従量料金の収入割合の検討
- ▶ 逡増・逡減度合の検討

○配慮すべき事項

- ・ 負担の公平性の確保（法的な視点）
- ・ 経営環境の変化に対応（経営的な視点）
- ・ 一部使用者の急激な負担増の回避
- ・ 少量使用者、大量使用者への配慮
- ・ 世代間負担の公平性

～ 第3回目以降の審議会について ～

○水道料金の改定について（財政シミュレーション）

建設改良費（単年度 20億円、25億円など）、企業債発行額（単年度 10億円、16億円など）別の財政シミュレーション

（○○円で更新を進め、△△円借入れする場合、水道料金を平均%上げる必要がある。借入金残高は□□円となる。）

上記シミュレーション別に次の複数パターンをお示ししていく予定

- ▶ 基本料金・従量料金の複数案
- ▶ 逡増・逡減の複数案
- ▶ 各シミュレーションの1か月当たり水道料金試算